

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、製品の仕上げ・梱包作業に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月から、ウエスでのニス塗りと拭き取り、梱包、板の面取り等、常に手に力を入れている作業を連続して行っていたため、平成〇年に入る頃から右手親指が痛み、同年〇月頃から指の関節が曲がらなくなり、右手親指の痛みも激しくなってきたという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、C整形外科に受診し、「右母指腱鞘炎」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の傷病に係る医師の見解をみると、請求人を診療したD医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、請求人の自覚症状及び検査所見から請求人に発症した傷病を本件疾病と診断している。また、E医師は、同月〇日労働基準監督署受付の意見書において、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、それぞれD医師の診断を首肯している。

当審査会としても、請求人に認められた症状及び検査所見に鑑み、両医師の意見は妥当であり、請求人に発症した傷病は本件疾病であると認める。

(2) ところで、上肢等に過度の負担のかかる業務による疾病の業務起因性の認定基準については、労働省（現厚生労働省）労働基準局長が「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」（平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものとするので、以下、認定基準に照らして本件について検討する。

(3) 請求人の従事した業務内容についてみると、決定書理由に説示のとおりであると認められるところ、当審査会において、改めて一件記録を精査するも、決定書理由に説示のとおり、認定基準に示す「発症前に過重な業務に就労したこと」との要件は満たしていないものと判断する。

(4) この点、本件疾病と業務の関連について、各医師の見解をみると、D医師は、「労働量の増加により、痛みが出たという申し立て」のあった旨述べるにすぎないところ、E医師は、「本人の素因によって発症するものであり、手を過度に

使用する人が全員なるものではない。」と述べており、F医師は「就労中の右母指の動作については、ニス塗り、拭き取り作業については特に右母指を多用するものとは言えず、むしろ右示指から小指に多くの負担がかかるものと考えられる。」と述べている。

当審査会としても、医学的にみて一般に請求人の従事した程度の業務が本件疾病を発症するに足る過度の手の使用に相当するとは考えにくいことに鑑み、F医師の意見は妥当であり、請求人の本件疾病と業務との間に相当因果関係があるとは認め難いと判断する。

(5) 以上のことから、請求人に発症した本件疾病は認定基準の要件を満たしておらず、業務上の事由によるものであるとは認められない。

(6) 請求人及び再審査請求代理人は、平成〇年〇月〇日付け「再審査請求の理由について(追加)」と題する書面及び「Gと請求人の会話」に係るCDを根拠に、請求人は母指に負担のかかる作業に従事していた旨主張するが、当審査会の判断は上記のとおりであるところ、当該資料を精査するも、同判断を左右するには至らない。

(7) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。